

厳罰化

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました

あおり運転は絶対禁止！ 犯罪です！

問 刈谷警察署 (☎22-0110)

罰則の対象となる運転行為

① 妨害運転(交通の危険の恐れ)

他の車両などの通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせる恐れのある方法により、一定の違反*をした場合。

**3年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)**

② 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯して、高速自動車国道などで他の自動車を停止させるなど、道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

**5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)**

*一定の違反とは、妨害運転の対象となる次の10類型の違反です。

- ・通行区分違反
- ・急ブレーキ禁止違反
- ・車間距離不保持
- ・進路変更禁止違反
- ・追越し違反
- ・減光等義務違反
- ・警音器使用制限違反
- ・安全運転義務違反
- ・最低速度違反(高速自動車国道)
- ・高速自動車国道等駐停車違反

あおり運転を受けたときは…

- ・相手の挑発行為にのらず、安全な場所へ移動する。
- ・ドアロックをして窓を閉め、決して車外に出ることなく110番を。
- ・ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラを活用しましょう。

今年度で終了予定

高齢者安全運転支援装置設置費補助制度

65歳以上の人を対象に、後付けできる安全運転支援装置の購入および設置費用の9割(上限60,000円)を補助しています(1人1台)。

対象者 次の全てに該当する人

- ・令和3年3月31日時点で満65歳以上の人
- ・申請日において市内に住所を有している人
- ・車検証の使用者と同一である人
- ・有効期限内の自動車運転免許証を保有している人
- ・自動車税および市税を滞納していない人
- ・以前にこの補助金を受けていない人

対象装置 国土交通省の性能認定を受けた、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置であって、県内の認定取扱事業者が販売および設置した装置

※近くの販売店または(一社)次世代自動車振興センターHPの「後付け装置を取り付ける店舗等の一覧」でご確認ください。

申請方法や提出書類など、詳しくは市HPまたはくらし安心課でご確認ください。

問 くらし安心課 (☎62-1010)

秋の全国交通安全運動 (9月21日~30日)

これからの時期は日没時間が早くなり、人や車の動きが見えにくくなることから、交通事故が多発する傾向があります。一人一人が交通ルールを守り、安全意識を高めて、交通事故をなくしましょう。

運動重点

- ・子どもをはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ・高齢運転者などの安全運転の励行
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転などの危険運転の防止

問 くらし安心課 (☎62-1010)